2017年2月議会　議案質疑　いじめ問題対策委員会設置条例

◆11番（石井通春議員）　第36号議案　藤枝市いじめ問題対策委員会等設置条例について、この条例は2013年に成立をいたしましたいじめ防止対策推進法に基づきまして、来年度より教育委員会内に10名からの対策委員会を設置して、このいじめ防止対策推進法に基づいて必要な場合は別に調査委員会を設置するという条例でございます。

　まず、この条例の中身ですが、委員の任期ですとか報酬、資格などの規定が主となっておりますので、本委員会を設置していじめ問題に対してどう対応していくのかという、このビジョンをまずお示しいただきたいと思います。

　次に、この条例の基礎としておりますいじめ防止対策推進法でございますけれども、わずか４時間の審議で関係者からの意見聴取もまともに行わずに成立しております。もちろん、私もいじめをなくすということは同意をするわけでございますけれども、一方でこの法律の中身には重大な問題があるというふうに思っております。

　下記の４点で確認をいたします。

　実は、私も中学校１年のときにいじめに遭いました。生まれ育った京都から千葉県のある学校に転校いたしまして、関西弁の言葉遣いがいじめのきっかけでした。ついたあだ名が「なんでやねん」と。関西では「何で」という単純な言葉をこういうふうに言うんですけれども、これまで何の違和感もなく使っていた言葉が、周りからばかにされて、それがいじめへとエスカレートし、登下校時のかばん持ちですとか、教科書などへの落書き、万引きの見張り役までやらされました。幸いにも夏休みまでの３カ月ぐらいでいじめはやみましたけれども、このときのつらい思いは今も忘れることができません。

　まず、この対策法ですけれども、いじめをいじめっ子といじめられっ子の２者だけの捉え方をしております。しかし、いじめというものは、当事者だけの問題ではなくて、集団の中で起こっております。私も、これまで仲よく遊んでいた友達が、私がいじめられると一緒になっていじめるんですね。もしくは傍観者になるとか、はやし立ても行うと。とめようとする子はまずいませんでした。とめたら、今度はそいつがいじめられますので。教師もかかわっているときもございます。重層的集団の中で起こっているという、いじめというものはこういう構造的な問題でございますけれども、この法律はあくまでもいじめっ子といじめられっ子という２者だけの捉え方の法律、集団の中で問題を解決するという法体系になっておりません。

　本市では、既にピア・サポート活動で、いじめを許さない学校づくりを先駆けて実施しておりますけれども、新たに設置いたしますこの委員会においては、どういう立場でこの問題を捉えていくのか、集団的という問題の立場で捉えていくのかどうか、このことがまず１点目です。

　２つ目は、条例の第３条のところなんですけれども、重大な事態が起きた場合、委員会のもとで対策委員会を新たに置くというふうにしておりますけれども、ここでは対策委員会で調査をするということが書かれております。例えばいじめが起きた際、いじめられた児童の同意を得ないまま、第三者の大人が調査をすれば、いじめた子に聞き取りをすることになるわけですので、それをやればさらにこのいじめが陰湿になる、ちくったなということで。これは、私も経験があります。私の親が相手の親にやめてくれと言ったことで、その翌日からさらにいじめが陰湿になりました。ですので、こういう調査をするというときには、まずいじめられている児童の信頼を得る相談者になって、そして児童の同意を得てから調査をすべきだというふうに思いますけれども、この調査というところでどう進めていくのか、お伺いいたします。

　そして、この法律の最大の問題点でありますけれども、いじめられた子へは支援をすると、一方いじめた子には指導をするとしております。もちろん、いじめという行為自体は許されるものではございませんけれども、この行為だけに注目して、いじめる子がなぜいじめに走るのかと、その子が抱えている家庭の問題ですとか、学校生活の問題、いじめた子にもさまざまな心の葛藤があるに違いがありませんけれども、こういう面について法律では全く触れておりませんで、指導に徹すると。そして、後に触れます厳罰で対処しようとしております。本委員会において、この支援という、いじめた子に対しての支援という活動が求められているというふうに思いますけれども、いかが捉えておられますでしょうか。

　最後に、厳罰の問題です。陰湿ないじめの場合は、この法律ではいじめた子に対して、義務教育上の出席停止という、この子の将来そのものを左右しかねない厳罰を科すということをしております。こうした指導と厳罰で、いじめがなくなるかといえば、それは決してなくなるものではないというふうに思います。こうしたことを厳罰を行うことで、さらにこの子供の鬱屈した心をゆがめるものになるというふうに思っておりますけれども、重大事態が起こった場合には、市長が調査委員会を設けて調査をするという規定が盛り込まれておりますが、この法にあるように、義務教育上の出席停止という厳罰を生徒に科すのかどうか、このことについて確認をお願いいたします。

○議長（水野明議員）　当局から答弁を求めます。教育部長。

◎教育部長（大畑直已）　石井議員にお答えします。

　１項目めの本委員会を設置して、いじめ問題に対しどう対応するかについてですが、いじめ問題対策委員会については、教育委員会の附属機関として、いじめと重大事態が起こった場合に、事実関係調査を行う第三者委員会としての役割を担っていきます。

　また、いじめ問題調査委員会については、市長部局の附属機関として、必要に応じ事案の再調査を行う役割を担います。

　次に、２項目めの１点目、いじめは２者だけでない構造的な問題であるのではについてですが、本市では平成22年度から、いじめを許さない学校づくり、また思いやりあふれる学校づくりを目指し、教職員が一丸となって子供が安心して学べる学校づくりに取り組んでおります。特に、全市を挙げて推進しているピア・サポート活動により、傍観者やはやし立てる子供を生まない構造的ないじめ防止に向けて取り組みを実施しております。

　このように、集団としての人格を育てることを通して、いじめが起きない構造づくりに今後も努めてまいります。

　次に、２点目の対策委員会の調査とはどのようなものか、また児童の同意を得て調査をすべきではないのかについてですが、いじめ問題対策委員会の調査では、聞き取りやアンケートなどによる調査を行います。その結果をもとに、学校現場ではいじめが陰湿化しないよう十分に考慮しながら、指導、支援を進めております。

　また、この調査においては、個人情報などの取り扱いも重視する中で、当該の児童・生徒及びその保護者の同意を得て進めていくべきものと考えております。

　次に、３点目のいじめた子に対して、指導だけでなく、支援の必要性についてですが、いじめた子に対しては、理由はどうあれ、その行為自体は許せないものであることと毅然とした粘り強い指導が必要です。しかし、学校現場では、いじめる子が抱える家庭環境や精神的葛藤にまで目を配り、その子に合った支援を行っていくことが必要であると考えております。

　次に、４点目の義務教育上での出席停止は、いじめを行う子供の鬱屈した心をさらにゆがめるものにならないのかについてですが、法にある出席停止の措置は、あくまでも対応の一例であります。教育委員会としては、個々の特殊な事情や、いじめに至った経緯など、そのケースによっていじめた子への適切な指導や対応を慎重に考えてまいります。以上でございます。

○議長（水野明議員）　石井通春議員、よろしいですか。石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　基本的に確認ができたというふうに思っております。

　集団として人格を育てることとしていくと。

　それから、いじめられた児童の同意を得て調査というものは進めていくべきということも言われました。

　そして、いじめた子に対しても支援を行うことが必要と考えていらっしゃるといったところもございました。

　基本的に、法律の問題点として私が申し上げたことを、新たな答弁という形でカバーするということが確認できたというふうに思っておりますので、早く終われと言われておりますので、早く終わります。ありがとうございました。